



外食産業のための 新型インフルエンザ対策行動計画

社団法人日本フードサービス協会

はじめに

世界で鳥インフルエンザの感染が拡大し、新型インフルエンザが出現する危険性が高まるなか、社団法人日本フードサービス協会（JF）は、昨年11月、理事会において新型インフルエンザ対策委員会の設置を決定し、その後、同委員会はその対策について検討を重ねてきた。

一方、本年1月12日、13日の2日間にわたり、外務省において「新型インフルエンザ早期対応に関する東京会議」が開催され、アジア・欧米の20か国以上が参加して活発な議論が行われるなど、国際的にもこの問題への関心は高まっている。

3月16日現在の世界保健機関（WHO）の集計によると、2003年12月以降、人が毒性の強い高病原性鳥インフルエンザ（H5N1型）に感染し発症した事例は、東南アジアや中東など7か国に及び、患者数合計177人のうち98人が死亡するという高い致死率（55%）となっている。また、鳥への感染はロシア、インド、ヨーロッパ、アフリカにまで及び、H5N1型ウィルスが南北アメリカ大陸を除く世界各地に拡散していることが見てとれる。

そこで我が協会の新型インフルエンザ対策委員会では、新型インフルエンザが日本国内においても発生する危険性を認識し、危機管理（リスクマネジメント）の視点から「外食産業の新型インフルエンザ対策行動計画」を取りまとめた。本行動計画は、あくまで総論的に新型インフルエンザに関する最新情報と、協会の対策推進体制を定めたものである。今後の具体的な対策については、本文中のチェックリスト等を参考に会員各社でご検討いただきたい。

本行動計画が、会員各社のリスクマネジメント構築にいささかでも寄与できれば幸いである。

2006年3月20日

社団法人日本フードサービス協会
新型インフルエンザ対策委員会
委員長 櫻田 厚
(協会・安全安心委員会委員長)
副委員長 玉置 泰
(協会・広報調査委員会委員長)

外食産業のための 新型インフルエンザ対策行動計画

目 次

I.	背景：世界と日本の最新情報	1
1.	WHOによる段階別対策勧告	4
2.	厚生労働省の行動計画概要	6
II.	JFの新型インフルエンザ対策	9
1.	JFの対策推進本部	10
2.	企業（地方ブロック）の対策推進本部	12
3.	企業の行動計画	13
4.	新型インフルエンザ対策チェックリスト	21

新型インフルエンザ対策 行動計画

I. 背景：世界と日本の最新情報

新型インフルエンザは10～40年の周期で出現し、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こしてきた。1918年のスペインかぜでは、全世界の患者数は約6億人、死亡者は2,000万～4,000万人にのぼり、日本でも約2,300万人が罹患し、死亡者は約38万人に上ったとされている。また1957年にはアジアかぜ、1968年には香港かぜが新型インフルエンザとして出現し、大流行を引き起こした。

近年、高病原性鳥インフルエンザがアジアからヨーロッパへと拡大し、中国、ベトナム、タイ、カンボジア、インドネシア、トルコでは、ヒトへの感染と死亡が報告されている。ヒトからヒトへと感染する新型インフルエンザが発生する危険性は、日一日と高まっているのである。

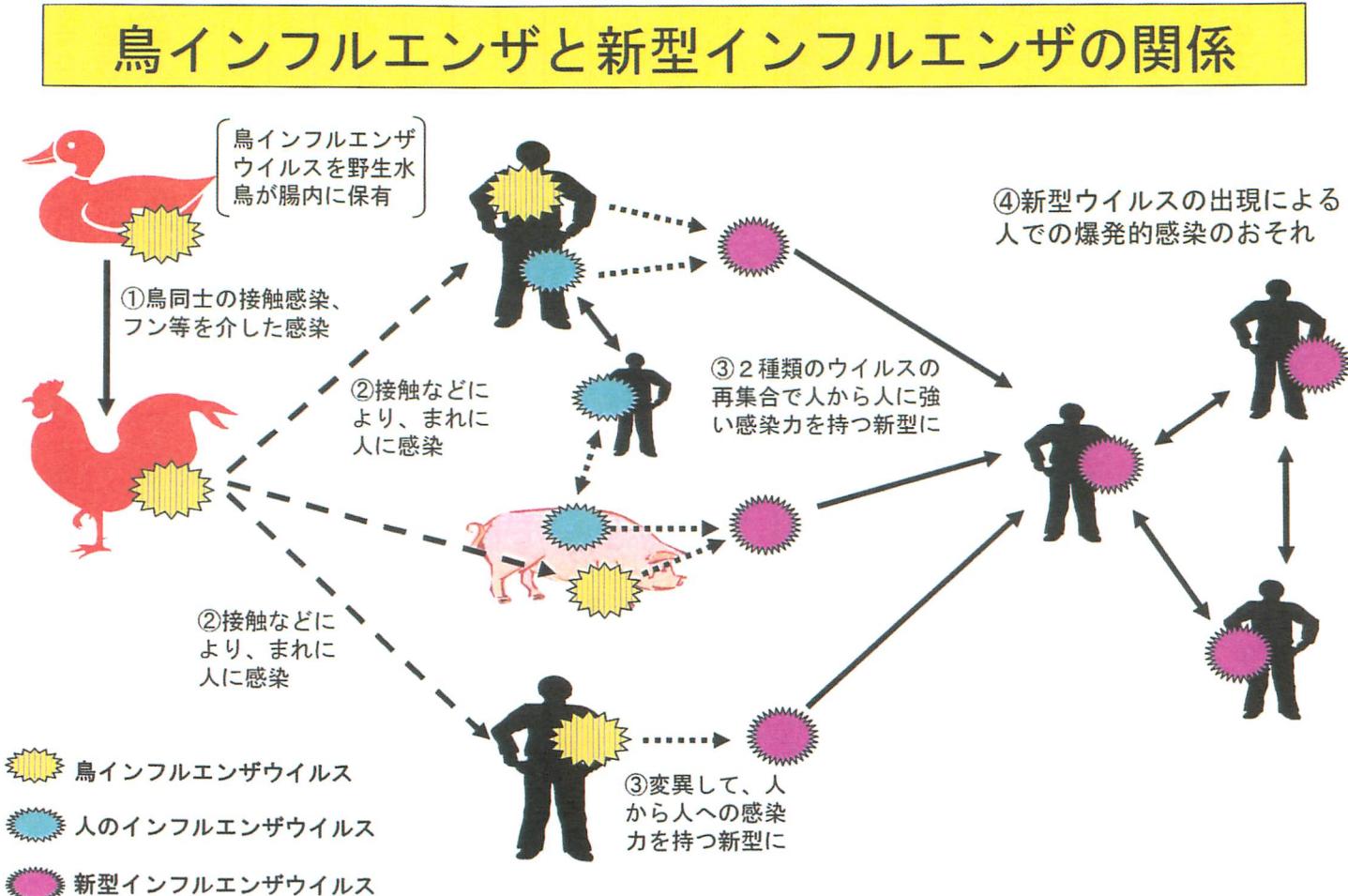
2006年1月11日現在、世界で鳥インフルエンザが人に感染した例は下表のようになる。このうちもっとも危険とされているH5N1型ウィルスがヒトに感染したのは、1997年以降の通算で、アジア6カ国で167人、うち死者85人となっている。

発生年	ウィルス型	国	感染者数	死亡者数
2005	H5N1	中国 本土	8	5
1997	H5N1	中国 香港	18	6
2003			2	1
1999			2	0
2003			1	0
2004・2005	H5N1	ベトナム	93	42
2005		カンボジア	4	4
2004・2005		タイ	22	14
2005		インドネシア	16	11
2006		トルコ	4	2
2003	H7N7	オランダ	89	1
2004	H7	カナダ	2	0

H5N1型ウィルスを含めて鳥インフルエンザウィルス自体は、それに感染した鳥に直接接触しない限りヒトへの感染はないとされており、日本と同様EU（欧州連合）や米国でもこの鳥インフルエンザが地域内・国内の人間に伝播する「ヒト—ヒト感染」の危険性は非常に低いと見ている。

ただ、たとえ低病原性の鳥インフルエンザウイルスであっても、いつたん突然変異を起こすと、どれだけ強力な破壊力を持つかわからない。鳥インフルエンザが蔓延すれば、そのウイルスがヒトインフルエンザウイルスと集合し、変異し、人間社会でも猛威をふるう恐れがある。

図：厚生労働省資料



過去に大流行したスペイン型（H1N1）、アジア型（H2N2）、香港型（H3N3）のインフルエンザはすでにウィルスの型が特定され、ワクチンや抗インフルエンザウィルス薬が開発されているため、対処方法はおおむね確立されているといってよい（従来型インフルエンザ）。

しかし、もし前表に掲げたような鳥インフルエンザから新型インフルエンザが発生したら、日本国内はいったいどうなるか。厄介なのは、ウィルスが特定されないと効果的なワクチンや抗ウィルス薬の開発ができないことである。

厚労省の推定によると、日本国民の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は約 1,300～2,500 万人となる。もし新型インフルエンザが過去のアジア型インフルエンザと同等の致死率 0.53%程度としたら、入院患者数は最高で約 53 万人、死亡者数は同約 17 万人となる。また、もし過去のスペイン型インフルエンザと同等の致死率 2%程度としたら、入院患者数は最高約 200 万人、死亡者数は同約 64 万人となる。ただし、この推定値は新型インフルエンザのワクチンや抗インフルエンザウィルス薬の効果、さらには日本の衛生状況などを考慮せずに試算された値である。

過去のアジア型程度のインフルエンザが流行し、全人口の 25%が罹患し、その流行が 8 週間続くと仮定すると、1 日当たりの入院患者数が最大となるのは流行から 5 週目で、その数は 10 万 1 千人と推定されている。

一方、東京都は人口が集中しているため、新型インフルエンザが大流行すれば都民の約 30% が罹患し、患者数は約 380 万人、入院患者数約 29 万人、死亡者数約 1 万 4 千人と予測されている。

こうした被害をできるだけ最小に抑えるため、昨年 11 月、WHO（世界保健機関）は新型インフルエンザの世界的大流行（パンデミック）に備えて準備計画の指針（WHO Global Influenza Preparedness Plan）を作成した。これは、流行発生前からピークを経て終息に至るまでを 6 段階に分けて対策を講じることを各国に勧告したものであり、日本もこの指針に従って厚生労働省が対策行動計画を発表している。

都道府県レベルでは、東京都や千葉県など全国過半数の自治体が昨年末より行動計画、指針、マニュアル等の形で対策を決定しホームページに掲載している。ただしトップページに注意を喚起する見出しを載せているかどうかは自治体によって異なる。

1. WHOによる段階別対策勧告：新型インフルエンザ感染・流行のシナリオ

フェーズ1（前パンデミック期：パンデミックが発生する前の段階）

新しいインフルエンザウィルスにヒトが感染した例はまだ見つかっていない。ヒトが以前に感染したことのあるインフルエンザウィルスの亜種（subtype。あるいは変異形と言ってもよいと思われる）が、もしかしたら動物の中に存在しているかもしれないが、それにヒトが感染するとか、それでヒトが病気になるというリスクは非常に低い。

この段階での公衆衛生の主要目標は、世界レベル、地域レベル、国レベル、自治体レベルでインフルエンザの世界的流行（パンデミック）に対する準備を強化することである。

フェーズ2（前パンデミック期：パンデミックが発生する前の段階）

新型のインフルエンザウィルスにヒトが感染した例はまだ見つかっていないが、亜種のインフルエンザウィルス（変異したインフルエンザウィルス）があちこちの動物の中で発見されたことを考えると、ヒトが罹患するリスクは相当あると考えられる。

この段階での公衆衛生の主要目標は、ヒトへの伝播のリスクを最小限に食い止める事であり、万一、伝播が生じた場合には、迅速にそれを検知し、報告しなければならない。

フェーズ3（前パンデミック警戒期：警戒を強める段階）

世界で新型インフルエンザウィルス（亜種あるいは変異形のインフルエンザウィルス）にヒトが感染した例が出現したが、ヒトからヒトへの伝播はまったくないか、若しくはあっても非常に稀でヒトとヒトが密な接触をしていた場合に限られる。

この段階での公衆衛生の主要目標は、迅速にその新型ウィルスの特色を把握し、他にも感染例がないかどうかを早期に検知して報告することである。

2006年1月11日現在、H5N1型鳥インフルエンザ感染者・死亡者は東南アジアだけでなくトルコでも確認されており、WHOはパンデミック危険度レベルをフェーズ3に上げ、世界各国に警戒を呼びかけている（我々は今フェーズ3にいる）。

恐ろしいのは、H5N1のような高病原性鳥インフルエンザウィルスが、従来のヒトインフルエンザウィルスと融合して全く新しいウィルスに変化し、ヒトや他の哺乳動物を介して広がっていく危険性があることである。

日本国内でヒトへの感染が見られないとしても、感染者が国外から入ってくるとか、国内のある地点で突然感染者が出るというリスクは免れない。

フェーズ4（前パンデミック警戒期：さらに警戒を強める段階）

ごく小さな集団でヒトからヒトへの感染が見られるが、伝播の地域は非常に限定的であり、ウィルスがヒトに十分適合しているとは考えられない。

ここでの公衆衛生の主要目標は、新型ウィルスを限られた地域内に封じ込めて伝播を防ぎ、ワクチンの開発などのあらかじめ準備しておいた対策を実施することである。

国内でヒトへの感染が見られないとしても、感染者が国外から入ってくるとか、国内のある地点で突然感染者が出るというリスクは高まり、その結果、国内に伝播するリスクも増大する。国内でヒトへの感染が見つかれば、その地域への人の出入りは制限されるので、事業活動も制約を受ける。

フェーズ5（パンデミック警戒期：さらに警戒を強める段階）

フェーズ4よりも大きな集団で感染が認められるが、ヒトからヒトへの感染は依然として地域限定的である。つまり新型ウィルスはヒトへの適合性を高めていると思われるが、まだ強力な伝播力を持っていないかもしれない（しかしパンデミックのリスクは相当高い）。

この段階では、ウィルスの伝播や感染の拡大を封じ込めるために、あらかじめ策定したパンデミック対策の実施に最大の努力を払うことが肝要である。

どこかの国で「ヒト—ヒト感染」の例が報告されており、それが国外に広がるという確信はないとしても、日本に持ち込まれるリスクや日本国内で突発的に感染が発見されるリスクは高まっているのである。

フェーズ6（パンデミック期：大流行期）

パンデミックが現実となりウィルス感染が一般社会に広がり持続する。

この段階での公衆衛生の目標は、パンデミックを最小限に食い止めることである。

日本国内で「ヒト—ヒト感染」が発見されていないとしても、それがいつ海外から入ってくるかもしれないというリスクは非常に高い。また国内で突発的にヒト感染の例が生じるリスクも高い。そうなれば、ある地域で感染が終息しても別の地域で感染が広がるという形で日本国内に伝播していくリスクは高まる。

後パンデミック期（パンデミックが一応終息した段階）

パンデミックは一応終息し、前パンデミック期の状態に戻るが、ここに至るまでの過程を反省・評価し、次に起こるかもしれない危機に備えて見直しや準備をする。

2. 厚生労働省の新型インフルエンザ対策行動計画概要

以上の WHO のシナリオに基づき、日本を含め多くの国々は新型インフルエンザ対策行動計画を策定している。我が国の厚生労働省は、WHO の各フェーズをさらに「A：国内非発生」と「B：国内発生」の 2 つに分け、①計画と連携、②サーベイランス(監視)、③予防と封じ込め、④医療、⑤情報の提供と共有という 5 つのキーワードで各段階においてるべき行動計画を策定している（厚労省ホームページ参照）。

① 計画と連携

新型インフルエンザ対策の目的は、パンデミックが出現した時に健康被害を最小限に食い止め、社会機能の破綻を防止して社会活動を維持することである。そのため、危機管理として、パンデミックが生じるまでを段階的に想定し、各段階に応じた行動計画をあらかじめ想定しておく。

また新型インフルエンザは前述のように既存の鳥インフルエンザウィルスとヒトインフルエンザウィルスが再集合するなどにより変異して出現する可能性がある。したがって公衆衛生部門と家畜衛生部門とが緊密に連携する。

② サーベイランス（監視）

新型インフルエンザが国内で出現した場合、いち早くそれを察知し、流行を防がなければならない。そのためサーベイランス（監視）体制を確立し、国内外の情報を速やかに入手する。

厚労省は、感染症発生動向調査で患者発生動向を調査するとともに、ウィルスの亜型を検査する病原体サーベイランス、家禽の高病原性鳥インフルエンザのサーベイランス、豚のインフルエンザウィルスの病原体サーベイランスなどを実施し、常時、監視体制をとる。

また、感染集団を早期に発見するためのクラスターサーベイランス（集団監視）や疾病罹患状況の異常を早期に検知するための症候群サーベイランスを実施するなど、サーベイランス体制の強化を図る。

諸外国の状況については、WHOを中心としたインフルエンザサーベイランスの国際ネットワーク「Flu Net」や国際獣疫事務局（OIE）の早期警戒システム「OIE Early Warning System」等を通じて必要な情報を迅速に入手する。

③ 予防と封じ込め

新型インフルエンザの発生を予防する、あるいは万一発生しても封じ込めて感染拡大を防止するには、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性の高い高病原性鳥インフルエンザへの対策をきちんと行う必要がある。

厚労省は、高病原性鳥インフルエンザの発生国・地域からの鳥類等の輸入停止、輸入鳥類に関しては輸出国発行の衛生証明書の確認、高病原性鳥インフルエンザの発生国・地域への渡航者への注意喚起、さらには農場段階における衛生管理（ヒトや車両の消毒、野鳥の進入

防止対策等) の徹底を行う。国内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、発生を局限し周辺地域への蔓延を防止するための措置(患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家禽の移動制限等) を実施する。

未知の新型インフルエンザに対する予防として個人が行うべきことは、うがい、手洗い、マスク着用等の基本的な感染症防御方法の実践と、感染者に接触しないことである。国外で発生がある場合には、政府は当該地域への渡航に関する情報を更新し、当該地域からの入国者(帰国者)には検疫等のチェックを強化する。

パンデミックが生じた場合には、患者の隔離、接触者調査、接触者への抗インフルエンザウィルス薬の予防投与などを検討するとともに、場合によっては国民の社会活動の制限を実施する(不特定多数の集まる活動の自粛勧告、新型インフルエンザのような症状を呈した者の出勤停止・受診勧告等)。

新型インフルエンザウィルスが特定されていない現在、専用のワクチンの開発は不可能である。しかし、世界では新型インフルエンザの出現に備えて専用ワクチンのプロトタイプ(いわゆるモックアップ・ワクチン"mock-up" vaccine)だけでも先に開発しておこうという動きが出ており、ワクチンの核として高病原性鳥インフルエンザウィルス H5N1 型を使用する可能性もある。

④ 医療

アジア型のような中等度の新型インフルエンザが大流行した場合、国内では 1 日最大 10 万 1 千人の入院患者が出ると推計され、外来患者はそれ以上になると考えられる。新型インフルエンザがもっと重度である場合には、患者数はさらに増大すると思われる。そのため限られた医療資源を効果的・効率的に使用するために事前計画が必然となってくる。

厚労省は、新型インフルエンザの診断および治療方法等を確立させ、各医療機関への周知徹底を図り、早期治療を実施させる。医療機関は、新型インフルエンザの疑いのある者と、それ以外の疾患の患者が接触しないように配慮し、医療従事者の健康を管理し、患者と接触した医療従事者には抗インフルエンザウィルス薬の予防投与やワクチン接種を行うなどして院内感染防止に努め、二次感染を防がなければならない。

国内で新型インフルエンザが発生した場合、発生初期段階(WHO のフェーズ 4 および 5)において、患者の入院は病気の封じ込め対策としても有効であるため、新型インフルエンザの疑いのある患者を感染症指定医療機関に入院させることとする。

さらにフェーズ 6(大流行)になった場合には、患者数の増大が想定されるため、感染症指定医療機関以外の医療機関や大型施設等にも患者を入院・入所させられるように、こうした施設の活用計画を検討する。

パンデミックの発生に備えて抗インフルエンザウィルス薬の備蓄が必要であるが、現時点ではタミフルとリレンザという従来型インフルエンザに使用されている薬に頼るしかない。

万一パンデミックが生じた時にこれらの薬の供給量が不足する恐れがある。したがって国は備蓄計画や薬の適正使用（どんな人たちに優先的に投与するか優先順位を決めておくなど）をあらかじめ策定し、関係者の理解を得ておく。

抗インフルエンザウィルス薬リン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）の備蓄目標量

① 政府および都道府県備蓄量	2,100 万人分
政府	1,050 万人分
都道府県 1,050 万人分	
② 国内の流通量	400 万人分
(1人分の治療量は、1日2カプセル×5日間=計10カプセル)	

抗インフルエンザウィルス薬ザナミビル水和物（商品名：リレンザ）の備蓄目標量

① 国内の流通量	15 万人分
② 政府備蓄量	60 万人分

なお最悪のフェーズ6B（国内で新型インフルエンザが発生、大流行）の場合、厚生労働大臣が非常事態宣言（国内対策強化宣言）を行う。また患者数が急増するため、指定医療機関だけでなく全医療機関において診断・治療が行われるようになり、入院治療は重症患者を優先とする。

抗インフルエンザウィルス薬による治療は次のような優先順位とし、新型インフルエンザの疑いがあると診断された患者は、発症48時間以内に抗インフルエンザウィルス薬を投与される。

- 1) 新型インフルエンザ入院患者
- 2) 罹患した医療従事者および社会機能維持者（公職にあって休めない人等）
- 3) 医学的にハイリスクを抱えている罹患者（心疾患のある人など）
- 4) 児童と高齢者
- 5) 一般の外来患者

⑤ 情報の提供と共有

現時点で新型インフルエンザが発生したという報告はないが、H5N1型高病原性鳥インフルエンザの発生はアジアから欧州にまで広がっており、前述のように人が感染し死亡した例が報告されている。

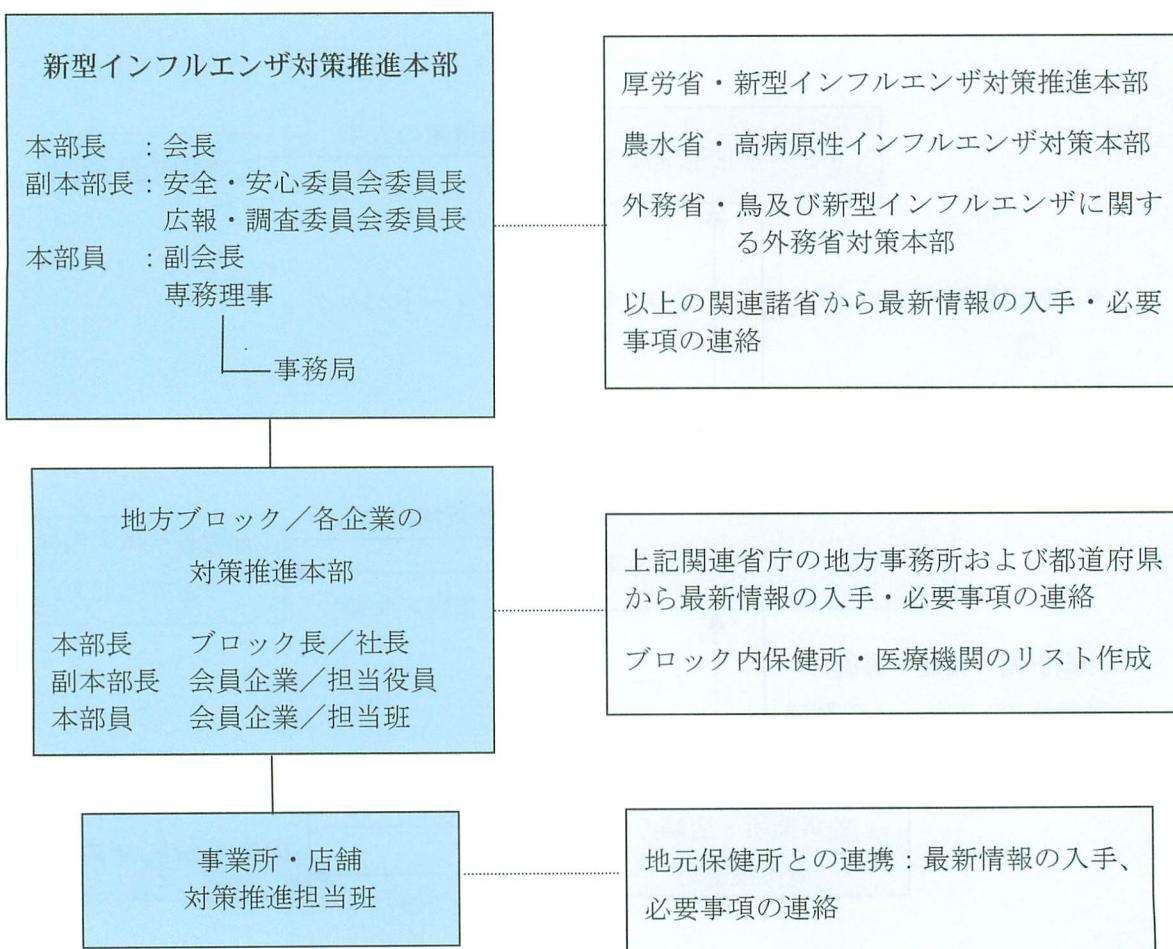
こうした情報は適宜、発生国や国際機関（WHO、OIE、FAO等）から発信されているので、国はこれらの情報を収集し、関係者間で情報を共有する体制を構築する。

また、収集された情報は、新型インフルエンザの感染防止・拡大防止の観点から適宜、國民に提供される。厚労省は広報担当官（スピークスパーソン）を置き、新型インフルエンザの流行状況に応じて、国内外の発生状況や対応状況について定期的に国内外に向けて情報を提供する。

II. J F の新型インフルエンザ対策

上記 WHO の事前計画策定勧告および政府の行動計画に基づき業界として行動するために「J F 新型インフルエンザ対策推進本部」を設立し、対策推進体制を確立する。推進本部は、その本部長である協会会長が招集する。推進体制は以下のような組織で構成される。

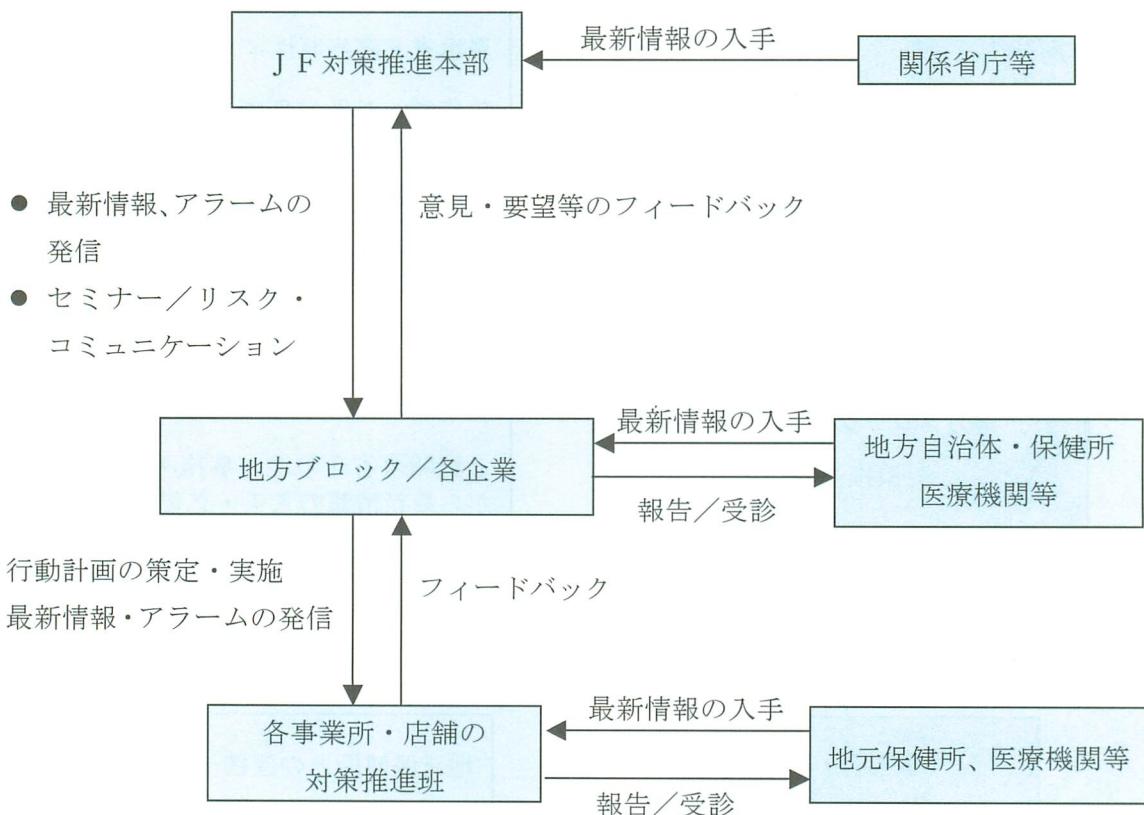
JF 新型インフルエンザ対策推進体制
組織図



1. J F の新型インフルエンザ対策推進本部

J F 新型インフルエンザ対策推進本部は、協会会長を本部長、安全・安心委員会委員長及び広報・調査委員会委員長を副本部長とし、厚労省、農水省、外務省等から適宜、新型インフルエンザ関連の最新情報を入手し、会員企業（及び地方ブロックの対策推進本部）に配布する。また、会員企業（及び地方ブロック）とのフィードバックを密にし、全国的に緊急警報を発する必要のある事柄については即刻、全国の会員企業に情報を流す。

さらに各会員のリスク認識をいつそう高めるために、できるだけ早い時期に、例えばブロックごとに政府や関連研究機関、専門家などを招いてリスク・コミュニケーションの場を設ける。



セミナー／リスク・コミュニケーションの参考例

全米レストラン協会（NRA）は、食品産業・流通業界、畜産、養鶏業界等の諸団体の協賛を得て、以下のプログラム構成で本年1月12日、13日の2日間に亘り政府高官・専門家等を講師に招き、パンデミックの脅威に備えて鳥インフルエンザ関連セミナーと討論会を主催した。

1月12日

<専門家の講演>

- ◆ 国の行動計画に関する説明（米国農務長官）
- ◆ 「鳥インフルエンザと動物の衛生管理」
鳥以外の動物への感染の可能性、畜産への影響、診断方法、経済への影響等
- ◆ 「サーバランスに関する米国および各国の戦略」
米国および各国のサーバランスの方法と実態、サーバランスの意義、研究機関などの世界的連携の重要性等
- ◆ 「動物の衛生管理と貿易」
OIE（国際獣疫事務局）の標準と各国貿易政策との相違、国際協調の必要性、世界的監視体制の必要性等
- ◆ 「ヒトの健康と事業の継続性への影響」
鳥インフルエンザウィルスがヒトに感染・伝播する可能性、考えられる科学的要因、医療対策、報告義務、経済への影響、事業の継続を妨げる可能性等を考慮したリスク管理の必要性等
- ◆ 「サプライ・チェーンへの影響」
鳥インフルエンザが国内の生産・加工、輸送・物流、レストラン・小売業界に及ぼすであろう影響等
- ◆ 「消費者へのリスク・コミュニケーション」
科学的な問題をいかに消費者に伝えるか、鳥インフルエンザ経験国の例を基に考える
- ◆ 「交流レセプション」

1月13日

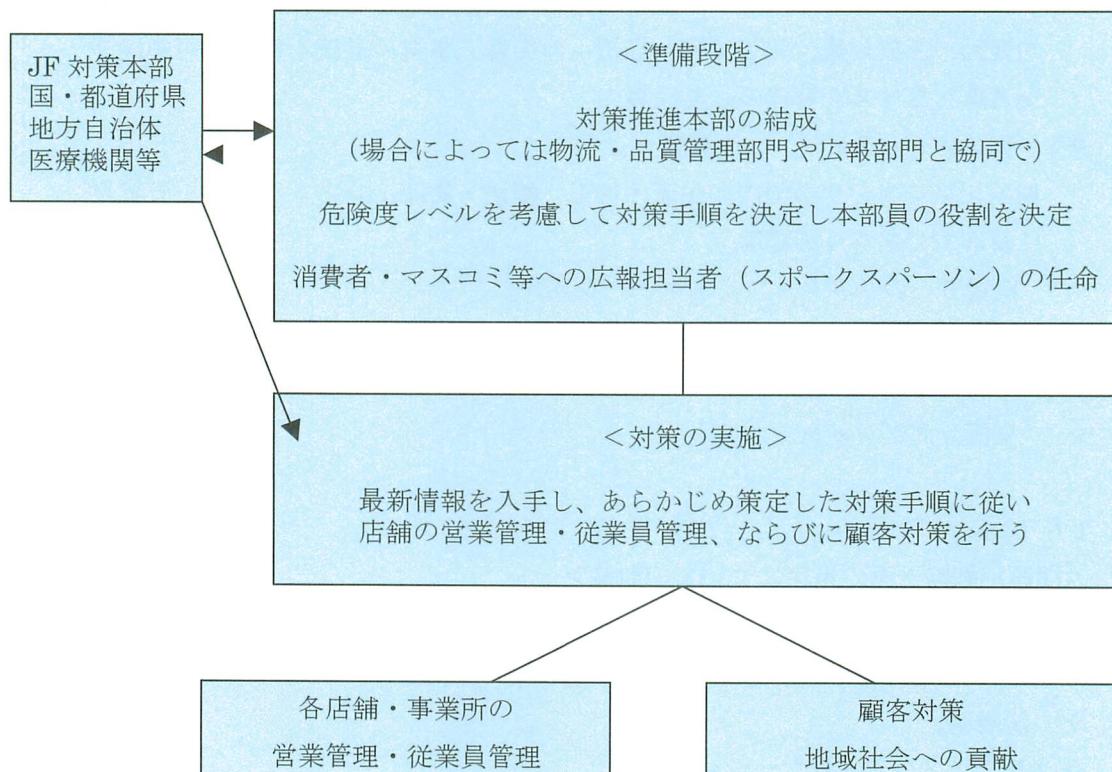
<問題別戦略計画の策定についての討論>

- ◆ 事業の継続
- ◆ サプライ・チェーン
- ◆ 法規制
- ◆ リスク・コミュニケーション

2. 企業（地方ブロック）の対策推進本部

- 各企業（地方ブロック）の対策推進本部は、社長（ブロック長）を本部長とし、副本部長、本部員等数名を社内（会員社）から選任し、各自の役割と責務を明記した対策行動計画を策定する。
- JF本部からの情報を各従業員（各企業）に伝えるとともに、各従業員（各企業）からの要望や提案、問合せ等を収集・整理し、JF本部にフィードバックする。
- 中央省庁の地方事務所および都道府県（地方自治体）の関連機関との連絡を密にし、近隣地域の鳥インフルエンザ、その他の家畜のインフルエンザ等の発生状況にも注意し、新型インフルエンザのリスク抑制に備える。
- JF本部と連携して各従業員（各企業）の理解を深めるためのリスク・コミュニケーションの場を設け、専門家を交えて勉強する。
- 各企業の対策推進本部は、万一従業員が新型インフルエンザに罹患した場合に備えて、当該地域内の保険所や受診可能な医療機関等のリストを作成し、各従業員に配布する。
- 従業員教育の徹底を図る。

各企業の新型インフルエンザ対策 フローチャート



3. 企業の新型インフルエンザ対策行動計画

(1) 企業内対策本部の設置

- ① 最高責任者（本部長）とその補佐（副本部長）を決定する。
- ② 本部員を選任し、役割を決定する。
—— 情報管理、涉外・広報、人材管理、物流・コスト管理、従業員教育、オペレーション等の担当責任者。

(2) 行動計画の策定

厚生労働省「新型インフルエンザ対策行動計画」に述べられたフェーズごとの政府の行動を参考に、特に我が業界に関係のある点に注意しながら、経営管理部門と業務部門の2分野に分け、

- ①アドミニストレーション（本社・本部の経営管理部門）の行動計画
 - ②オペレーション（店舗・事業所）の行動計画
- の2種類の行動計画を策定することが望ましい。各フェーズと予想される事業への影響・制限は次頁の表のとおりである。

① アドミニストレーション（本社・本部）の行動計画

対策推進本部は、計画した対応策をいつ開始し、いつ終結するか、会社の事業運営を変更すべきか（感染地域での事業閉鎖など）、どの従業員にどれだけの権限を与えるかなどを決定するための判断基準と実施手順を策定する。

<情報管理>

フェーズに関係なく、今ただちに取りかからなければならない準備

- 緊急事態発生時に信頼できる情報を取得するために、国及び地方の行政官庁、JF本部、保険所や医療機関、マスコミ等、情報源となる機関のリストを作成するほか、インターネット上で各機関とのリンクを張る。
- 同時に、インフルエンザに対抗する手段としてどんな資源（ワクチン、抗ウィルス薬等）があるかも確認しておく。→ 厚生労働省や地元自治体（都道府県・市区町村）が発信する最新情報に注意する。例えば、東京都では公式ホームページ（総務局総合防災部もしくは福祉保健局のホームページ）で「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」が公表されている。

厚労省 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou04/index.html
東京都 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kansen/sidou/influ.html 等

表：各フェーズと予想される事業への影響・制限

フェーズ A：国内非発生 B：国内発生	発生・感染状況		事業への影響・制限
3 A	動物からヒトへ、ヒトから人への感染がごくわずかに見られるが、ヒトヒト感染の拡大は見られない。 A：海外で感染が認められた場合 B：国内で感染が認められた場合	新型インフルエンザはまだ発生していない。	<ul style="list-style-type: none"> ● 発生地域への渡航自粛 ● 帰国者の検査（感染の疑いのある従業員の就業制限） ● 海外限定地域からの物資輸入の制限
3 B			<ul style="list-style-type: none"> ● 渡航の自粛、出入国の制限 ● 感染者の入院（従業員の就業制限） ● 感染者への接触者の入院又は自宅待機（従業員の就業制限） ● 国内物流の限定的制限
4 A 5 A 6 A	海外でヒトヒト感染が認められ、新型インフルエンザの発生が確認される。	海外で新型インフルエンザが発生。	<ul style="list-style-type: none"> ● 発生地域への渡航自粛 ● 帰国者の検査（感染の疑いのある従業員の就業制限） ● 海外限定地域からの物資輸入の制限
フェーズ4 B	ヒトヒト感染の小さな集団が見られるが、感染はまだ拡散していない。	国内で新型インフルエンザが発生。	<ul style="list-style-type: none"> ● 渡航の自粛、出入国の制限 ● 患者の入院及び患者接触者の入院又は自宅待機（従業員の就業制限） ● 物流の限定的制限 ● 交通機関の運行制限 ● 発生地域での集客施設の事業活動の自粛
フェーズ5 B	より大きな集団に感染が見られるが、まだ限定的。	国内でインフルエンザの流行が拡大する懸念。 新型インフルエンザワクチンが開発され接種可能になる（か）。	<ul style="list-style-type: none"> ● 渡航の自粛、出入国の制限 ● 患者の入院、患者接触者の外出自粛（従業員の就業制限） ● 公共交通機関及びライフライン（電気・ガス・水道）の使用制限 ● ゴミの排出抑制 ● 物流の制限 ● 集客施設の事業活動の自粛
フェーズ6 B	ヒト社会の中で感染があちこちに拡大し、持続する。	国内で感染が急速に拡大し、インフルエンザが大流行する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 渡航の自粛、出入国の制限 ● 患者の入院又は自宅療養（従業員の就業制限） ● 公共交通機関及びライフライン（電気・ガス・水道）の使用制限 ● ゴミの排出抑制 ● 物流の大幅制限 ● 集客施設の事業活動の自粛 ● 食料・生活必需品関連業者への協力要請

フェーズに関係なく、今ただちに取りかからなければならない準備（つづき）

- ・ 社内連絡網・店舗連絡網等を確立して緊急連絡体制を整える。
- ・ 緊急時にも取引業者と連絡できるよう、固定電話番号+携帯電話番号の明記など複数の連絡先を確保しておく。

フェーズの進行に従って適切な対応が求められる作業

- ・ 各フェーズで収集した情報は従業員及び関係者に迅速に伝達する。
- ・ その際、収集した個人情報は注意して取扱う。

<渉外・広報>

フェーズに関係なく、今ただちに取りかからなければならない準備

- ・ パンデミックに対してあらかじめ会社がどんな準備と対応策を計画しているかをすべての従業員に知らせる。
- ・ 万一、新型インフルエンザが国内で発生し流行した場合（フェーズ4B～6B）を想定して、職場内外の従業員や取引業者、消費者等にその状況と取るべき行動をタイミングよく伝える方法を考えておく（例えば緊急ホットラインや専用ウェブサイト等の緊急連絡システムの設置など）。
- ・ こうした緊急連絡システムを考える場合、万一本айн機能が破綻したときに代理機能（予備システム）が使えるようにすることも、あらかじめ考慮しておく。
- ・ 従来型、新型を問わず、従業員やその家族がインフルエンザに感染した場合に自宅で取るべき行動に関して、あらかじめ適切な情報やアドバイスを提供する（例えば受診、治療、接触の制限、外出自粛、うがい・手洗いの励行など）。

フェーズの進行に従って適切な対応が求められる作業

- ・ フェーズ5B以降になると、物流が制限され住民に行き渡らなくなる可能性が出てくる。小売事業所の社会貢献としてどのような資産・サービスを提供すればよいかを、地元の行政機関（公衆衛生監督機関、緊急対策実施責任者等）に尋ねる。
- ・ 消費者に食事の無料提供などを行う場合、どの程度までの協力が可能かを考える。
- ・ 同じ地域、同じ商工会議所、あるいは同じ事業者組合に属する他社と協力して地域に役立つ対応策を実施すべく努力する。
- ・ 保険会社、健保組合、地元の保険所、近隣の医療施設等との連絡を図る。

<人材管理>

従来型、新型を問わず、職場でインフルエンザを蔓延させないための従業員管理

- ・ 職場でインフルエンザが蔓延しないよう、従業員には息の吐き方や咳の仕方などのエチケットを守らせる。
- ・ 従業員や出入業者の中にインフルエンザウィルスのキャリアがいるかもしれない。この人たちが他の人とできるだけ直接接觸しないように、握手等の接觸を制限するなど、動作やマナーに関するガイドラインを定めておく。

- ・ それとともに、オフィス内の席の配置、機器の配置などの見直しを図る。
- ・ 従業員には、インフルエンザが流行する前（あるいはピークになる前）に予防接種を受けることを勧める。従業員の予防接種に関する記録をとておく。
- ・ 職場での感染を防止するために、インフルエンザウィルスに曝露した従業員や感染の疑いがある従業員などをどう扱うかを決めておく（例えば下記のように強制的に休暇をとらせるなど）。

通常のインフルエンザに感染した場合でも、万一、ヒトインフルエンザと鳥インフルエンザに混合感染したら大変なことになるかもしれない、インフルエンザの兆候を示した者には直ちに休暇を取らせる、インフルエンザにかかった従業員は欠勤させるなど、管理体制を徹底する。

- ・ 従業員が勤務中にインフルエンザの症状（高熱、咳、鼻水等）を呈した場合にすぐに近隣の医療機関に診てもらえるよう医療機関の住所・診察時間リストを作成しておく。

人材確保の準備（罹患従業員の想定数別に対策を考える）

- ・ フェーズ3Bで地域限定的だが新型ウィルス感染者が出る。4Bで新型インフルエンザの発生が確認される。5B以降は相当数の患者が出ると予想される。したがって各段階での事業継続に必要な人材確保の方法を考えておく（例えば従業員が罹患した場合や出勤できない場合、すぐに代替要員を確保できるか。仮に何人が欠勤した場合、何人でカバーできるか。何人の補助がいるか。補助要員の訓練はできているか。人材派遣を頼めるのか。退職者の人材バンクを活用できるのか等々）。
- ・ 上記と関連して、通常のインフルエンザ及び新型インフルエンザが流行した場合の従業員の欠員を見越して、どのような業務シフトが組めるかを考えておく。ただしフェーズ4Bに入ると発生地域での事業活動が制限される可能性がある。
- ・ 新たな人材調達に要するコスト増（減）はどの程度のものか。上記のような様々な場合を想定し、コストを試算する。
- ・ 自宅勤務や時差通勤を認めるなど、就業場所や就業時間に柔軟性を持たせる方策も考えておく。

罹患した従業員の福利厚生に関する準備

- ・ 罹患した従業員の補償や病気休暇をどうするかの方針を決定しておく（有給にするのか欠勤扱いかなど）。
- ・ 従業員の精神衛生についても配慮し、どこで心理カウンセリングが受けられるか、健康保険が使えるかなどを調べておく。
- ・ 長期の欠勤で特別な援助を必要とする従業員が出てくるかもしれない。どんな援助を要求するかを想定し、要求をどの程度満たせるかを考えて準備しておく。

<物流・コスト管理>

- フェーズ3B以降の事業継続に必要な衛生関連物資・食材の確保を考える。例えば、鳥肉や豚肉などが輸入できなくなった場合、どこから調達するか。臨時取引はできるか。ストックはあるか。セントラルキッチンから各店舗への物流はどうするか。店舗間の物資融通は可能か。
- フェーズ4B以降に交通規制が敷かれた場合の物資調達ルートを考える。従来とは異なるルートで物流が可能か。いくつかのルートを想定できるか。
- 以上のような取引業者や物流ルート（サプライ・チェーン）の変更で、どの程度のコスト負担が予想されるかを試算する。
- インフルエンザの流行が拡大した場合に顧客数や売上はどう変わるかを想定してみる。需要の増減は様々な場合によって異なるので複数のシナリオを作る（フェーズ4Bから6Bおよびその後の終息期まで）。
- 感染対策に必要な物資（手の衛生を保つための濡れたティッシュや普通のティッシュ、ペーパータオル、手袋、あるいはそれら使い捨て用品を廃棄する容器等）を十分に準備する、または緊急時にすぐ入手できるように手配をしておく。なお、共用タオルは使用しない。

<従業員教育>

- パンデミック（新型インフルエンザの大流行）に関する資料を作成し、従業員に配布する（参考資料：厚労省作成の鳥インフルエンザとの関係図）。
- 資料では、従来型、新型を問わず、インフルエンザの一般的兆候、感染、伝播の仕方等インフルエンザの基本情報をわかりやすく解説する。
- 同時に、本人や家族の予防策（手洗いやうがいの習慣、咳やクシャミをする時のエチケット等）や万一の場合の対応策も記述する（家族緊急避難計画の作成を勧める等）。
- 従業員が過度な心配や恐怖心を抱かないよう、また風評や誤解などに惑わされないよう、現状を的確に従業員に伝える方法を考えておく（従業員へのリスク・コミュニケーション）。

② オペレーション（店舗・事業所）の行動計画

店舗・事業所の責任者は対策推進担当班を設置し、本社・本部からの指示に基づき、次のような準備を整える。

<情報管理>

フェーズに関係なく、今ただちに取りかからなければならない準備

- 緊急事態発生時に信頼できる情報を取得するために、本社・本部、JF 本部、地元の行政機関や保険所、医療機関、マスコミ等、情報源となる機関のリストを作成するほか、インターネット上で各機関とのリンクを張る。
- 同時に、アドミニストレーションから情報を得てインフルエンザに対抗する資源（ワクチン、抗ウィルス薬等）を確認しておく（①アドミニストレーションの項参照）。
- 店内・事業所内の緊急連絡網を確立する。
- 取引業者とも緊急連絡できるよう、固定電話番号+携帯電話番号の明記等、複数の連絡先を確保しておく。
- 仕事の流れや従業員シフト、緊急連絡先等を店舗（事業所）内に掲示し、いかなる事態にあっても連絡漏れがないように、確実に連絡できる体制を確立しておく。
- 従業員との遠隔通信に必要な情報通信基盤を強化しておく（例えば電子メールや携帯メール等の利用）。

フェーズの進行に従って適切な対応が求められる作業

- とくに最初は地域限定的に感染が生じるので、地元の自治体（都道府県・市町村）が発信する最新情報に注意する。
- 収集した情報は従業員に迅速に伝達する。
- その際、収集した個人情報は注意して取扱う。

<渉外・広報>

フェーズに関係なく、今ただちに取りかからなければならない準備

- パンデミックに対してあらかじめ会社がどんな準備と対応策を計画しているかを従業員に知らせ、万一顧客から問い合わせがあった場合に従業員が対応できるように教育しておく（従業員と顧客へのリスク・コミュニケーション）。
- 万一、新型インフルエンザが国内で発生し流行した場合（フェーズ 4 B～6 B）の対応に関しては、本社・本部の指示を守り、例えば緊急ホットラインや専用ウェブサイト等を通して従業員や取引業者、顧客等にタイミングよく情報伝達できるよう訓練しておく（①アドミニストレーションの項参照）。
- こうした緊急連絡システムを利用する場合、万一本айн機能が破綻したときに代理機能（予備システム）で目的を果たせることも確認しておく。

- 従来型、新型を問わず、従業員やその家族がインフルエンザに感染した場合に自宅で取るべき行動に関して、あらかじめ適切な情報やアドバイスを提供する（例えば受診、治療、接触の制限、外出自粛、うがい・手洗いの励行など）。

フェーズの進行に従って適切な対応が求められる作業

- 本社・本部の指示に従い、小売事業所の社会貢献としてどのような資産・サービスを提供すればよいかを、地元の行政機関（公衆衛生監督機関、緊急対策実施責任者等）に尋ねる。
- 消費者に食事の無料提供などを行う場合、どの程度までの協力が可能かを本社・本部と相談する。
- 同じ地域、同じ商店街（商業施設）、あるいは同じ事業者組合に属する他業者と協力して地域に役立つ対応策を実施すべく努力する。
- 保険会社、健保組合、最寄りの保険所、近隣の医療施設等との連絡を図る。

<人材管理>

従来型、新型を問わず、職場でインフルエンザを蔓延させないための従業員管理

- 職場でインフルエンザが蔓延しないよう、従業員には息の吐き方や咳の仕方などのエチケットを守らせる。
- 従業員や出入業者、顧客の中にインフルエンザウィルスのキャリアがいるかもしれない。この人たちが他の人とできるだけ直接接觸しないように、本部が定めた動作やマナーに関するガイドライン（握手等の接觸の制限など）を守る。
- それとともに、客席の配置、作業場の機器の配置などの見直しを図る。
- 従業員には、インフルエンザが流行する前（あるいはピークになる前）に予防接種を受けることを勧める。従業員の予防接種に関する記録をとておく。
- 通常のインフルエンザに感染した場合にも油断はできない。従業員が勤務中にインフルエンザの症状（高熱、咳、鼻水等）を呈した場合にすぐに近隣の医療機関に診てもらえるよう医療機関の住所・診察時間リストを作成しておく。
- インフルエンザにかかった従業員、インフルエンザウィルスに曝露した疑いのある従業員は、本部の指示に従って適切に扱い（強制的に欠勤させる、休暇をとらせるなど）、店舗での感染を防止する。

人材確保の準備（罹患従業員の想定数別に対策を考えるのが望ましい）

- 流行の段階ごとに店舗運営の継続に必要な人材確保について本社・本部と協議する（①アドミニストレーションの項参照）。
- 上記と関連して、通常のインフルエンザ及び新型インフルエンザが流行した場合の従業員の欠員を見越して、どのような業務シフトが組めるかを考えておく。
- 新たな人材調達に要するコスト増（減）はどの程度のものか。本社・本部と協議して上記のような様々な場合を想定し、コストを試算する。

罹患した従業員の福利厚生に関する準備

- 罹患した従業員の補償や病気休暇については本部の指示に従って決定する（有給にするのか欠勤扱いかなど）。
- 従業員の精神衛生についても配慮し、どこで心理カウンセリングが受けられるか、健康保険が使えるかなどの情報を本社・本部より入手するか又は独自調査する。
- 長期欠勤で特別な援助を必要とする従業員が出てくるかもしれない。本社・本部の指示に従い、要求をどの程度満たすかを考えておく。

<物流・コスト管理>

- フェーズの進行に応じて店舗の継続に必要な物資・食材の確保を本部と協議する。
- 本社・本部と協議し、交通規制が敷かれた場合の物資調達ルートを考える（従来とは異なるルートで物流が可能か、いくつかのルートを想定できるかなど）。
- 取引業者や物流ルートの変更でどの程度のコスト負担が予想されるかを試算する。
- 本社・本部と協議し、感染対策に必要な物資（手の衛生を保つための濡れたティッシュや普通のティッシュ、ペーパータオル、手袋、あるいはそれら使い捨て用品を廃棄する容器等）を十分に準備する、または緊急時にすぐ入手できるように手配をしておく。なお、共用タオルは使用しない。

<従業員教育>

- 従業員に毎日の体温検査を義務付ける。
- 店舗のカウンターやテーブル、調理器具等の殺菌消毒を行うなど、店舗の清掃・衛生管理を徹底させる。
- 本部からパンデミックに関する資料を入手し、従業員に説明・配布する。
- 同時に、本人や家族の予防策（手洗いやうがいの習慣、咳やクシャミをする時のエチケット等）や万一の場合の対応策も教える（家族緊急避難計画の作成を勧める等）。
- 従業員が過度な心配や恐怖心を抱かないよう、また風評や誤解などに惑わされないよう、現状を的確に従業員に伝える方法を考えておく（従業員へのリスク・コミュニケーション）。

以上、準備・対応のための行動計画を策定した後、予行演習などでその有効性を評価し、不備な点があれば改める。

新型インフルエンザ対策 チェックリスト

以下のチェックリストの摘要欄に＊が付いているチェック項目は、厚生労働省の発表するフェーズの進行に合わせて対応策を変更・強化するなど、段階に応じて見直す必要がある。

① アドミニストレーション（本社・本部）

未着手	作成中	完了	チェック項目	摘要
			対策担当本部を結成し、各本部員の役割と責務を決定する。	
			本部は従業員の意見を反映して準備・対応計画を立てる。	*
			信頼できる情報を取得するための情報源リストを作成する。	
			インフルエンザに対抗する薬等の情報を確認する。	*
			店舗・事業所も含めた社内緊急連絡体制を整える。	
			取引業者への緊急連絡リストを作成する。	
			収集した情報は従業員・関係者に迅速に伝達する。	*
			収集した個人情報は注意して取り扱う。	*
			会社の準備・対応策をあらかじめ従業員に知らせる。	
			新型インフルエンザの国内発生を想定して従業員、取引業者、消費者等に情報を伝える方法を考えておく（例えば下欄のような連絡システム）。	
			緊急事態発生時の内外への情報伝達手段として連絡システムを準備する（緊急ホットラインや専用ウェブサイト等）。	*
			上記連絡システムには、メイン機能が破綻した場合に備えてサブ（予備）機能が使えるようにしておく。	*
			従業員やその家族がインフルエンザに感染した場合に自宅で取るべき行動に関して、あらかじめ適切な情報やアドバイスを提供する。	
			地域社会に貢献するため資産・サービスを提供する方法について地元の行政機関に尋ねる。	*
			社会貢献として消費者に食事の無料提供などを行う場合、どの程度までの協力が可能かを考える。	*
			地域に役立つために地域社会、商工会議所、同業者組合等と協力する。	*

未着手	作成中	完了	チェック項目	摘要
			保険会社、健保組合、地元の保険所、近隣の医療施設等との連絡を図る。	*
			職場でインフルエンザが蔓延しないよう、従業員には息の吐き方や咳の仕方などのエチケットを守らせる。	
			インフルエンザウィルスのキャリアとできるだけ直接接触しないように、握手等の接触を制限するなど、動作やマナーに関するガイドラインを定めておく。	*
			それとともに、オフィス内の席の配置、機器の配置などの見直しを図る	*
			従業員にはインフルエンザの予防接種を勧め、接種に関する記録をとておく。	
			インフルエンザウィルスに曝露した従業員や感染の疑いがある従業員などの扱い方（例えば強制的に休暇をとらせる）など、管理体制を徹底する。	*
			従業員が勤務中にインフルエンザの症状（高熱、咳、鼻水等）を呈した場合に備え、近隣の医療機関の住所・診察時間リストを作成する。	
			各フェーズで事業継続に必要な人材確保の方法を考える。	*
			上記と関連して、従業員の欠員を見越して、どのような業務シフトが組めるかを考える。	*
			新たな人材調達に要するコスト増（減）を想定する。	*
			自宅勤務や時差通勤を認めるなど、就業場所や就業時間に柔軟性を持たせる方策を考える。	*
			罹患した従業員の補償や病気休暇をどうするかの方針を決定する。	*
			従業員の精神衛生についても配慮し、どこで心理カウンセリングが受けられるか、健康保険が使えるかなどを調べる。	*
			長期欠勤で特別な援助を必要とする従業員の救済策を考える。	*
			通常の物流方法（サプライ・チェーン）が機能しなくなった場合に備えて、事業継続に必要な衛生関連物資・食材をどう確保するかを考える。	*
			交通規制が敷かれた場合の物資調達ルートを考える。	*
			サプライ・チェーンの変更でコスト負担がどう変わるかを試算する。	*

未着手	作成中	完了	チェック項目	摘要
			インフルエンザの流行が拡大した場合の顧客数や売上の変動などを想定する。	*
			感染対策に必要な物資を十分に準備できる態勢を整える。	*
			パンデミックに関する資料を作成し、従業員に配布する。	
			資料ではインフルエンザ対策の基本情報をわかりやすく解説する（手洗いやうがいの習慣、咳やクシャミをする時のエチケット等）。	
			従業員へのリスク・コミュニケーションを実施する。	*

② オペレーション（店舗・事業所）の行動計画

未着手	作成中	完了	チェック項目	摘要
			信頼できる情報が得られる機関のリストを作成する。	
			インフルエンザに使われる薬等の情報を確認する。	*
			店内・事業所内の緊急連絡網を確立する。	
			取引業者とも緊急連絡できるよう連絡先を確保する。	
			仕事の流れや従業員シフト、緊急連絡先等を店舗（事業所）内に掲示し、確実に連絡できる体制を確立する。	
			従業員との遠隔通信に必要な情報通信基盤を強化する（電子メールや携帯メール等の利用）。	
			とくに地元自治体の発信する情報に注意する。	*
			収集した情報は従業員に迅速に伝達する。	*
			収集した個人情報は注意して取扱う。	*
			パンデミックに対してあらかじめ会社がどんな準備と対応策を計画しているかを従業員に知らせ、従業員が顧客の問い合わせに応じられるように教育しておく。	
			新型インフルエンザの国内発生に備えて関係者に情報を伝える方法を本社・本部とよく話し合う（例えば下欄のような連絡システム）。	

未着手	作成中	完了	チェック項目	摘要
			緊急情報伝達システム（緊急ホットラインや専用ウェブサイトの設置等）の利用方法を習得する。	*
			上記緊急連絡システムは、メイン機能が破綻した場合に備えてサブ（予備）機能も使えることを確認しておく。	*
			従業員やその家族がインフルエンザに感染した場合に自宅で取るべき行動に関して、あらかじめ適切な情報やアドバイスを提供する。	
			地域社会に貢献するため資産・サービスを提供する方法について地元の行政機関に尋ねる。	*
			消費者に食事の無料提供などを行う場合、どの程度までの協力が可能かを本社・本部とともに考える。	*
			地域への貢献のために商店街（商業施設）や同業者組合等と協力する。	*
			保険会社、健保組合、最寄りの保険所、近隣の医療施設等との連絡を図る。	*
			従業員に息の吐き方や咳の仕方などのエチケットを守らせる。	
			インフルエンザウィルスのキャリアと直接接触しないよう、本部が定めたガイドラインを守る。	*
			同時に客席の配置、作業場の機器の配置などの見直しを図る。	*
			従業員にインフルエンザの予防接種を勧め、その予防接種に関する記録をとておく。	
			従業員が勤務中にインフルエンザの症状（高熱、咳、鼻水等）を呈した場合に備えて近隣の医療機関の住所・診察時間リストを作成する。	
			インフルエンザにかかった従業員、インフルエンザウィルスに曝露した疑いのある従業員は、本部の指示に従って適切に扱い（強制的に欠勤させる、休暇をとらせるなど）、店舗での感染を防止する。	*
			店舗運営の継続に必要な人材確保について本部と協議する。	*
			上記と関連して、従業員の欠員を見越して、どのような業務シフトが組めるかを考える。	*
			新たな人材調達に要するコスト増（減）を試算する。	*
			罹患した従業員の補償や病気休暇については本部の指示に従って決定する（有給にするのか欠勤扱いかなど）。	*

未着手	作成中	完了	チェック項目	摘要
			従業員の精神衛生についても配慮し、どこで心理カウンセリングが受けられるか、健康保険が使えるかなどを調べておく。	*
			長期欠勤者への特別援助に関して本社・本部と協議する。	*
			通常の物流方法（サプライ・チェーン）が機能しなくなった場合に備えて、店舗の継続に必要な物資・食材の確保を本部と協議する。	*
			交通規制が敷かれた場合の物資調達ルートを考える。	*
			取引業者や物流ルートの変更で、どの程度のコスト負担が予想されるかを試算する。	*
			感染対策に必要な物資を十分に準備できる態勢を整える。	*
			従業員に毎日の体温検査を義務付ける。	
			店舗のカウンターやテーブル、調理器具等の殺菌消毒を行うなど、店舗の清掃・衛生管理を徹底させる。	
			本社・本部からパンデミックに関する資料を入手し、従業員に説明・配布する。	
			手洗いやうがいの習慣、咳やクシャミをする時のエチケット等を従業員に教える。	
			現状を的確に従業員に伝える方法を考える（従業員へのリスク・コミュニケーション）。	*

<主な参考サイト>

- <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html> (厚労省)
- <http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2005/12/20fcr400.htm> (東京都)
- http://www.pref.chiba.jp/syozoku/c_syafuku/kikikanri/infu.html (千葉県)
- http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/pandemic/en/index.html (WHO)
- <http://www.pandemicflu.gov/plan/tab4.html> (米国)
- http://www.europa.eu.int/comm/health/ph_threats/com/Influenza/influenza_en.htm (EU)

発行 社団法人日本フードサービス協会
新型インフルエンザ対策委員会
(安全・安心委員会、広報調査委員会)

〒105-0013 東京都港区浜松町 1-29-6
浜松町セントラルビル 10F
<http://www.jfnet.or.jp/>
TEL: 03-5403-1060 FAX: 03-5403-1070

※本書の無断転載を禁止します